

◎暫定ケアプランの取扱いについて

介護保険の申請後、認定が出る前にサービスを利用したい場合は、必ず暫定のケアプランが必要です。

また、暫定ケアプランを作成するにあたっては、要支援又は要介護区分の認定結果を見込んだ上で認定申請（サービス利用）と同月中に「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届」を提出する必要があります。

なお、認定結果が要支援・要介護状態区分間で見込みと異なった場合、当該月についてはセルフケアプランにより対応することとなります。（※参考1を参照）

暫定ケアプランを作成せずに、サービスを利用した場合には、介護保険は適用されません。全額自己負担となりますのでご注意ください。

また、認定結果が非該当となった時や想定していた要支援・要介護状態区分より低くなった時には、介護サービスに要する費用が自己負担になる場合があること、想定していた要支援・要介護状態区分より重くなった時には、負担する費用が増えることについて、あらかじめ利用者や家族には十分な説明を行うことが必要です。

※山武市では、想定される認定結果が要支援である場合、原則暫定ケアプランの作成は行っていません。認定結果を待ってからのサービス利用を基本としますのでご注意ください。

なお、やむを得ない事情により、要支援の暫定ケアプランが必要と判断される場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

<暫定ケアプランを作成する場合の例>

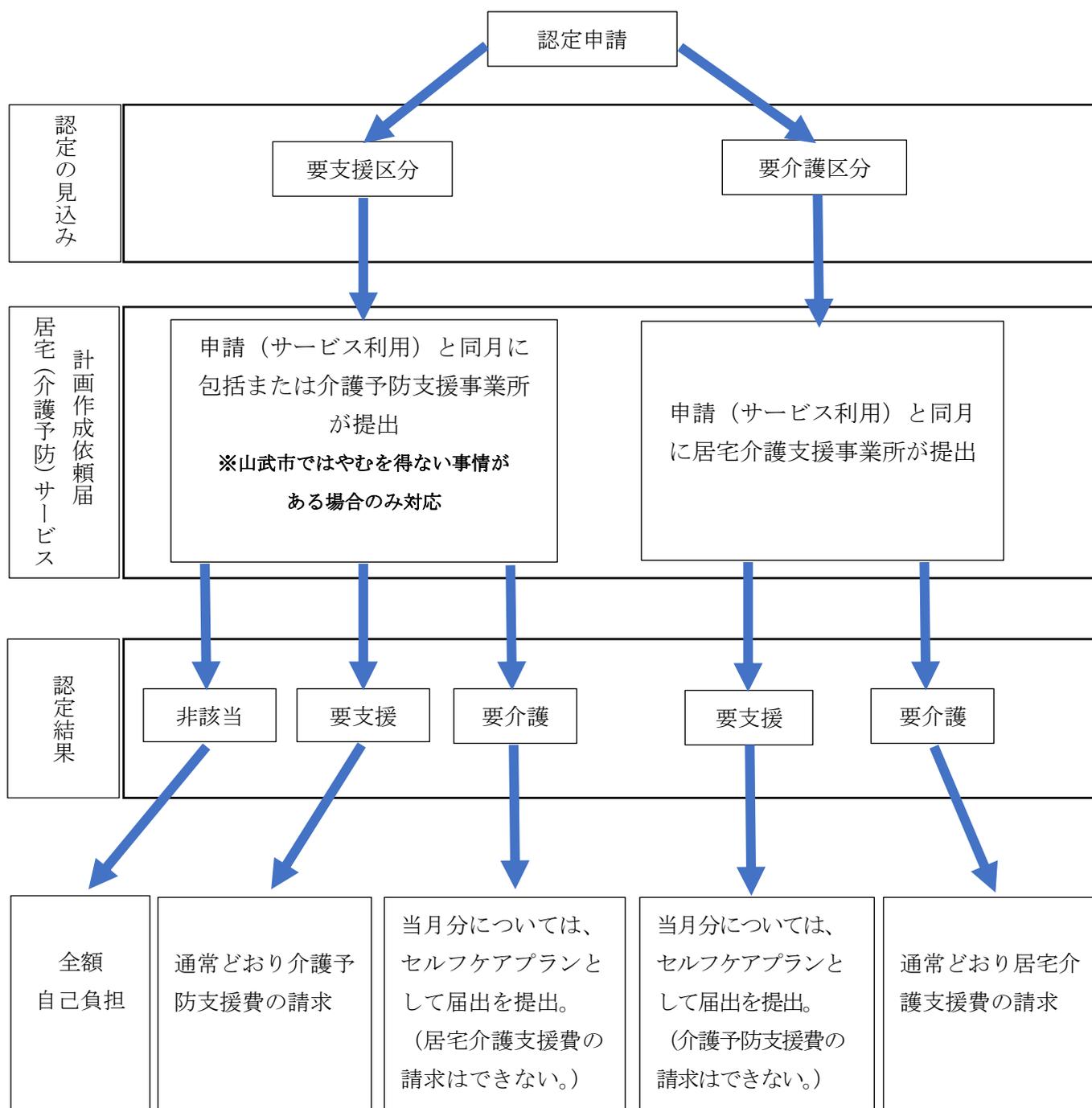
暫定ケアプランを作成する場合の例として、以下の場合が想定されます。

- ① 要介護・要支援認定申請中の新規利用者が、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ② 要介護・要支援者が、区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ③ 要介護・要支援者が、更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間内に確定せず、サービス利用を継続する場合

暫定ケアプラン作成には、一連の業務を行ってください。

※一連業務とは…アセスメント、ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議の開催、ケアプランの説明及び同意、ケアプランの交付のこと。（※参考2）

< 暫定ケアプラン作成フロー >



- ※1 暫定の場合に関わらず、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼書については、提出された同月1日までしか遡りません。
- ※2 サービス利用があったにも関わらず、そのサービス利用月の月末までに居宅（介護予防）サービス計画作成依頼書が提出されていない場合は、居宅介護支援費および介護予防支援費は請求できません。

◎セルフケアプラン（自己作成）の取扱いについて

暫定ケアプランで認定区分が見込みと異なった場合や、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼書を提出しないまま月を跨いでしまった場合等は、セルフケアプラン（自己作成扱い）とします。

<提出書類>

- ・介護保険に係る給付管理業務（自己作成扱い）依頼届出書
- ・居宅（介護予防）サービス計画書
- ・実績の入ったサービス提供表（別表含む）

<提出期限>

セルフケアプランになることが決まったら、速やかに提出してください。

毎月月末までの提出とし、月末までに提出したものに係るサービス分（サービス計画費を除く）については、翌月に請求できます。

※サービスを利用する際には、必ずケアプランが必要です。ケアプランに基づいたサービス利用となるため、ケアプランを作成していない場合は、どのような場合でも対応できません。全額利用者の自己負担となりますので、十分にご留意ください。

※参考

- ・厚生労働省平成 18 年 4 月改訂関係 Q & A (Vol. 2) 問 52
- ・介護報酬の解釈 3 Q A ・法令編 (緑本) 令和 3 年 4 月版 (緑本) P 301 Q 3
「Q 3 暫定ケアプラン 新予防給付と要支援・要介護の位置付け」

要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまで（平成 18 年 3 月まで）と同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

※参考 2

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）第 13 条第 3 号から第 11 号
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号）第 30 条第 3 号から第 11 号に定める一連の業務